

自然災害時における学校の対応について

令和8年5月改定 下松市教育委員会

下松市教育委員会では、自然災害の発生時における学校の対応について、気象に関しては、下松市全域又は中学校区を基本として、以下の基準に沿って「休校」や「登校を遅らせる」等の対応をとります。

また、下松市で震度5弱以上の地震が観測された場合は、「休校」や「保護者等へ引き渡し」とします。

1 気象について

(1) 登校前の対応：全ての学校が対象

防災気象情報等	発表元	学校の対応
【レベル5】特別警報 大雨・土砂災害・高潮	気象庁	・ 午前6時の時点で、左記の警報等のいずれか1つでも発表されている場合 (1) 学校からの連絡があるまで「自宅待機」 (2) 午前7時までに、メール等で各家庭に向けて「休校」「登校を遅らせる」等の対応を連絡 ※ 気象条件等により、各学校の対応が異なる場合があります。
【レベル4】危険警報 大雨・土砂災害・高潮		
【レベル3】警報 土砂災害		
台風に伴う暴風警報		
記録的短時間大雨情報		

学校からの連絡がない場合でも、安全確保を最優先として、保護者の判断により、登校を遅らせたり休ませたりするなどの対応を認めています。休ませる場合は、出席停止扱いとなります。

(2) 登校後の対応

登校後に、警報等が発表された場合は、各学校や地域の状況に応じて「学校待機」「保護者等へ引き渡し」などの措置をとります。また、レベル3大雨警報等の場合は、下校時刻を早めるなど、児童生徒の安全を考慮して適切な措置をとります。

2 地震について

- (1) 登校前に、「震度5弱以上」を観測した場合、「自宅待機」とします。メール等で「休校」等の対応を連絡します。
- (2) 登校後に、「震度5弱以上」を観測した場合、「学校待機」「保護者等へ引き渡し」を基本として対応します。